

個人情報紛失・漏えい等の報告フロー

(別紙1)

令和4年4月1日より、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会(個人情報保護法を所管する政府機関)への報告及び本人への通知が義務化されました。

《個人の権利利益を害するおそれがあるときに該当する事態》

1. 要配慮個人情報が含まれる事態
2. 財産的被害が生じるおそれがある事態
3. 不正の目的をもって行われた漏えい等が発生した事態
4. 1,000人を超える漏えい等が発生した事態

自治会・マンション管理組合



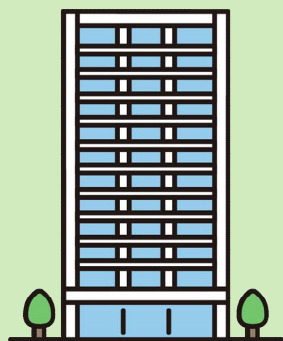
③共有

箕面市役所

総務部 市民安全政策課
(電話:072-724-6750)

①報告

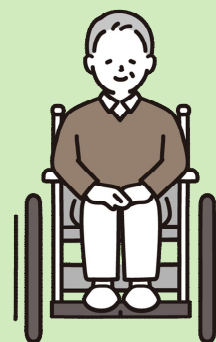
②通知



まずは**速報**(新規)
発覚日から**直ちに**(3~5日以内)
次に**確定**(続報)
発覚日から**30日以内**

★報告は、個人情報保護委員会ホームページの「漏えい等報告フォーム」より

個人情報保護委員会



速やかに概要、個人データの項目、原因などの内容を、本人に分かりやすい方法で通知

(通知方法の例)
・文書の郵送
・電子メールの送信

要支援者本人